

お友達をいっぱい作ろうね 町内各保育所で入所式

4月3日、各保育所で入所式が行われました。明和保育所の入所式では、入所児全員の名前が呼ばれ、児童たちは大きな声で元気に返事をすることができました。また、歓迎の言葉や来賓の方、先生方のあいさつの時には静かにお話を聞くことができました。

- 今年度の児童数
 - 只見保育所：21名
 - 朝日保育所：30名
 - 明和保育所：38名



▲名前を呼ばれて返事をする入所児



▲先生の話聞く入所児たち



▲歓迎の言葉を聞く入所児

只見町出身者の方からマスクの寄贈 町内各小・中・高等学校へマスク配布



▲教育長よりマスクを受け取る只見小学校の児童と校長先生
(左から伊藤校長、松永さん、目黒さん、渡部教育長)

4月14日、只見町出身の小澤光夫様より、マスク2000枚が寄贈されました。町では、教育機関でマスクが不足していることから町内各小・中・高等学校へマスクを配布することに決定しました。渡部教育長は、「入手困難な貴重なマスクをご恵贈賜り、厚くお礼申し上げます。町内各学校等へ配布し、児童生徒の新型コロナウイルス感染症対策に有効に活用させていただきます。」と感謝の言葉を送りました。

翌15日には、寄贈されたマスクが只見町教育委員会より、町内各小・中・高等学校へ配布されました。

特別定額給付金のお知らせ

～申請書の発送:5月1日(金) 受付開始:5月7日(木)～

令和2年4月30日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の予算が成立し、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的として特別定額給付金が給付されます。受付期間内の申請手続きをお願いいたします。

なお、申請書提出にあたり、不備があった場合、確認作業により給付に遅れが生じますので、提出前の添付書類等のチェック実施にご理解とご協力をお願いいたします。

○給付対象及び受給権者

- ①給付対象者は、基準日(令和2年4月27日)において、只見町の住民基本台帳に記録されている者となります。
- ②受給権者は、その者の属する世帯の世帯主となります。

○給付額

給付対象者一人につき10万円

○給付申請受付期間

令和2年5月7日(木)から8月7日(金)
(郵送申請方式の給付申請受付開始日から3か月以内となります。)

○給付申請書の配布及び給付方法

(1)申請書の配布

住民基本台帳に基づき、各世帯に対して案内文書及び申請書を郵送します。案内文書及び申請書は、5月1日(金)に全世帯へ送付しております。

(2)申請方法及び給付について

次ページの「申請から給付までの流れ」を参照ください。

○給付開始時期

第1回目の給付は、令和2年5月13日(水)を予定しています。以後、原則毎週月曜日までに申請書類を審査し、その週の金曜日に受給権者へ給付します。

給付金のサギ(詐欺)に注意!

- ・市区町村や総務省などが、以下を行うことは、絶対にありません。
 - × 現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること
 - × 特別定額給付金の給付のために、手数料の振込みを求めること
 - × メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めこと
- ・怪しいと思った際は、警察署または市区町村窓口にご相談ください。

申請から給付までの流れ

① 町から申請・受給者(世帯主のかた)あてに申請書などを郵送しています。

次の書類が全世帯宛てに5月1日(金)郵送されています。

- ・特別定額給付金に関する通知文
- ・特別定額給付金申請書の記入例
- ・特別定額給付金申請書
- ・只見町役場総務課宛て返信用封筒

② 申請方法を選び、必要書類を用意してください。

・郵送申請方式

同封した返信用封筒により、申請する方法です。必要書類は以下のとおりです。

- 1、特別定額給付金申請書に必要事項を記入・押印
- 2、本人確認ができる書類のコピー(運転免許証、保険証など)
- 3、受取口座が確認できる書類のコピー(通帳、キャッシュカード等)
※振込先口座を町の水道料や税支払いに使用している場合、不要です。

・オンライン申請方式

内閣府が提供する「マイナポータル(<https://myna.go.jp/>)」により、申請する方法です。必要なものは以下のとおりです。

- 1、マイナンバーカード(プラスチック製の顔写真付のもの)
- 2、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)
マイナンバーカードの署名用電子証明書の暗証番号(英数字6~16桁)
- 3、パソコン(カードリーダー含む)又はスマートフォン(マイナンバーカード対応)
- 4、受取口座を確認できる書類(通帳、キャッシュカード等)

※詳細は総務省の「特別定額給付金」サイトをご覧ください →



・窓口申請方式

郵送及びオンラインによる申請が原則ですが、やむを得ず、窓口申請書を持参する場合には、窓口において本人確認を行います。窓口の開庁時間(平日午前8時30分~午後5時15分)での対応となり、申請窓口は以下のとおりです。なお、金融機関口座をお持ちでない場合、窓口での申請となります。

- | | |
|--------------------|------------|
| ① 役場町下庁舎・総合案内(窓口) | ④ 只見振興センター |
| ② 役場駅前庁舎・町民生活課(窓口) | ⑤ 朝日振興センター |
| ③ 保健福祉課(窓口) | ⑥ 明和振興センター |

③ 只見町で申請書を確認し、給付いたします。

只見町は受付した申請書の確認を行った後、給付金振込通知を申請・受給者へ送付します。その後、一括して指定受取口座に特別定額給付金が振り込まれます。

給付金の給付は、原則受給権者(世帯主)の本人名義の口座へ振込みとなります。

但し銀行口座がない等、真にやむを得ない場合に限り、窓口における給付を行います。

特別定額給付金に関するお問い合わせ先

只見町新型コロナウイルス対策本部総合窓口(総務課)

・82-5210(只見町役場町下庁舎 2階)

受付時間 平日午前8時30分~午後5時15分

海洋ごみ削減を実践 新聞紙で買い物袋

只見中3年生は、昨年度からプラスチック製レジ袋の使用を減らそうと新聞紙で買い物袋を作り、地元の商店に販売しています。売り上げは、作成の費用に充てられています。

只見中学校では、世界に視野を広げる「海洋教室」に取り組んでおり、昨年より新潟県の海岸でプラスチックごみを回収するなどの活動を通して、海洋問題に理解を深めてきました。レジ袋が海を汚す原因の一つであると考えた生徒たちは、自分たちでできることを模索し、インターネット上で作り方を紹介していた新聞紙の紙袋に着目しました。

紙袋は新聞紙を折ったものをノリで貼り合わせ、持ち手の部分も全て新聞紙で作成しています。作成の際には係分担を決め、袋本体作り係、持ち手作り係、検品係などに分かれて作業を進めています。作成する上でも様々な問題点があり、その都度生徒たちで話し合いが行われ、改善や工夫がされました。中でも一番大変だったのは、「袋の大きさをそろえること」とのことです。

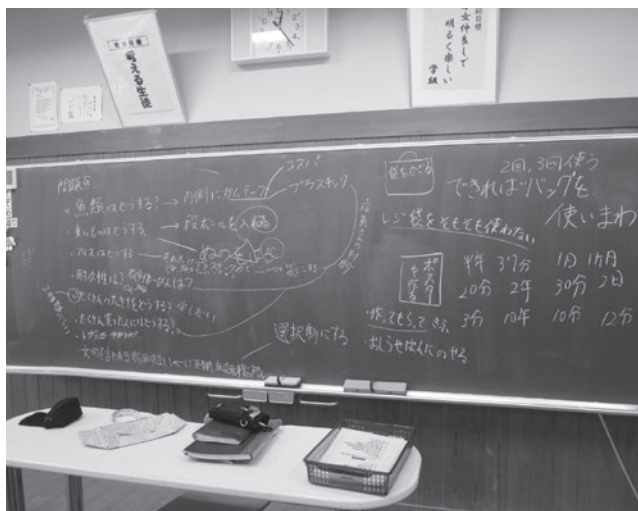
作成した買い物袋は、生徒自らがヤマザキショップ松屋を訪れ、レジ袋の代わりに使ってもらえるようお願いをし、今年の2月に50枚が納品されました。その後、新型コロナウイルス拡大防止のため中学校は休業になりましたが、自宅等で部品を作成し、先生が次の担当へ運ぶという方法で作成が続けられ、普及拡大に向けて活動を続けました。

酒井さんと目黒さんは、「この取り組みが広がって、世界全体で海洋問題に取り組んでいただいたいなおもいます。」と話してくれました。

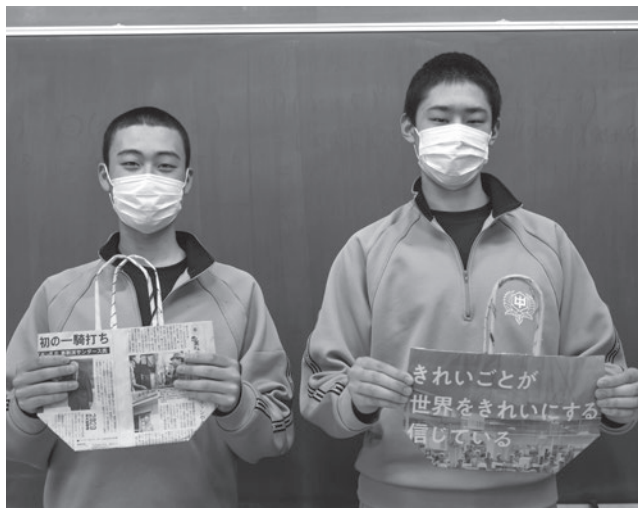
4月23日から再休業となりましたが、「休業明けには新聞紙の買い物袋を使ってもらえるように、町内事業者へお願いをして回りたいです。」と話してくれました。



▲海でごみを拾う只見中学生



▲黒板いっぱいを書かれた生徒たちの意見



▲新聞紙で作成した買い物袋を披露してくれた
左:酒井さん、右:目黒さん